

白糠町私立幼稚園就園奨励費補助金交付実施要項

(白糠町教育委員会決定)

- この要項は、私立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の設置者が入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）を減免する場合に、白糠町（以下「町」という。）が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。
- 町は、私立幼稚園の設置者が当該幼稚園に在園する満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対し、保育料等を減免する場合に、別表1又は別表2に定める範囲内において補助を行うものとする。
- 前項の規定により、補助金を算定する場合、別表1及び別表2の両基準に該当する園児を有する場合は、当該世帯の保護者負担額総額を両基準で比較し、補助金額の高い方を適用する。この場合において、同一世帯における基準の適用は同一基準によるものとし、両基準の組み合わせはできないものとする。
- 補助を受けようとする幼稚園の設置者は、補助金交付申請書（別紙様式1）を白糠町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の指定する日まで白糠町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。その場合は、事業計画書（別紙様式2）及び保育料等の減免に関する調書（別紙様式3）並びに徴収している保育料等の額を明らかにする書類（園則等）を添えて提出するものとする。
 なお、保育料等減免措置に関する調書には、町民税の課税（非課税）証明書、又は町民税の納税通知書の写しを添付するものとする。ただし、補助を受けようとする年の1月1日現在町に居住していた者については、同意書（別紙様式4）の提出によってこれに代えることができるものとする。
- 教育委員会は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付をするか否かを決定し、幼稚園の設置者に補助金交付決定通知書（別紙様式5）を通知するものとする。
- 交付の決定を受けた幼稚園の設置者は、補助の対象となる保護者に保育料等の減免する額及び減免の方法を通知し、減免措置報告書（別紙様式6）を教育長の指定する日までに教育委員会に提出するものとする。
- 幼稚園の設置者は、減免措置を完了した後15日以内、又は、3月20日までのいずれか早い日まで実績報告書（別紙様式7）を教育委員会に提出するものとする。
- 補助金の交付を受けた幼稚園の設置者は、保育料等の減免を行ったことを明らかにした証拠書類（別紙様式8）を備えておかなければならない。

- 教育委員会は、補助金の交付の事務処理上、必要と認めるときは、前項の書類の提出を求めることができる。
- この要項に定めるもののほか、必要な事項は、その都度教育長が定める。

別表1（同一世帯から複数園児が同時に就園している場合）

区分	補助対象経費	補助限度額		
		1人就園の場合又は同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降）
①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 308,000円		
②	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	年額 272,000円	年額 290,000円	年額 308,000円
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	年額 115,200円	年額 211,000円	年額 308,000円
③	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	年額 62,200円	年額 185,000円	年額 308,000円
④	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	—	年額 154,000円	年額 308,000円
上記区分以外の世帯		—	年額 154,000円	年額 308,000円

備考

- 上記の市町村民税の所得割課税額は、夫婦（片働き）と16歳未満の子ども2人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合は、③の区分において「77,100円以下」とあるのは「34,500円＋（16歳未満の扶養親族の数×21,300円＋16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円）以下」と、④の区分において「211,200円以下」とあるのは「171,600円＋（16歳未満の扶養親族の数×19,800円＋16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円）以下」と読み替えるものとする。
- 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

上記の単価×(保育料の支払月数+3)÷15(百円未満を四捨五入)

- 4 保護者が実際に支払った入園料及び保育料の合計額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 5 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

別表2 (同一世帯に小学校1年生から3年生までの兄又は姉を有する園児)

区 分	補助対象経費	補 助 限 度 額	
		小学校1年生から3年生の兄又は姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子)	小学校1年生から3年生の兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生に兄又は姉を2人以上有している園児 (第3子以降)
① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料及び保育料の合計額	年額 308,000円	
② 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯		年額 290,000円	年額 308,000円
③ 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		年額 211,000円	年額 308,000円
④ 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯		年額 185,000円	年額 308,000円
上記区分以外の世帯		年額 154,000円	年額 308,000円

備考 1 上記の市町村民税の所得割課税額は、夫婦(片働き)と16歳未満の子ども2人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合は、③の区分において「77,100円以下」とあるのは「34,500円+(16歳未満の扶養親族の数×21,300円+16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円)以下」と、④の区分において「211,200円以下」とあるのは「171,600円+(16歳未満の扶養親族の数×19,800円+16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円)以下」と読み

替えるものとする。

- 2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 3 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。
上記の単価×(保育料の支払月数+3)÷15(百円未満を四捨五入)
- 4 保護者が実際に支払った入園料及び保育料の合計額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 5 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

附 則

この要項は、平成27年度分以後の入園料及び平成27年4月分以後の保育料から適用する。

2 前項による保護者からの委任は、委任状によるものとする。

3 委任を受けた学校長は、就学援助費の委任事務が完了したときは、就学援助費委任事務完了報告書（別記第4号様式）を作成し、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

（就学援助費の支給時期）

第8条 就学援助費の支給時期は、7月とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、別に支給することができるものとする。

（年度中途の認定及び取消し等）

第9条 年度の中途において、転入学又は災害等により就学援助を受けようとする者については、第3条から第5条までの規定に準じて、その都度、速やかに認定等を行うものとする。

2 年度の中途において、転出又は死亡等により要保護者及び準要保護者と認められなくなったときは、認定の取消し等を決定し、すでに支給した就学援助費の全額又は一部を返還させるものとする。

3 年度中途の認定又は取消し等を受けた者の支給額は、認定月数により算定し、1円未満の端数が生じた場合は、それを切り捨てるものとする。ただし、学校給食費については、食数により算定するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

費 目	支給対象経費	支給対象学年	支給対象者
学用品費	児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費	全学年	2月末日までに認定されている準要保護者
通学用品費	児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入費	小学校 第2学年から第6学年 中学校 第2学年、第3学年	2月末日までに認定されている準要保護者
校外活動費	ア 宿泊を伴わないもの 児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。以下同じ。）のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学科 イ 宿泊を伴うもの 児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費及び見学科	校外活動実施学年	校外活動実施日までに認定されている準要保護者
修学旅行費	児童又は生徒が修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費	修学旅行実施学年	修学旅行実施日までに認定されている要保護者及び準要保護者
体育実技用具費	小学校又は中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具費で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもののうち、スケートの購入費	小学校 第1学年、第4学年 中学校 第1学年	12月末日までに認定されている準要保護者
新入学児童生徒学用品費	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品費及び通学用品又はそれらの購入費	小学校 第1学年 中学校 第1学年	年度当初から認定されている準要保護者
学校給食費	児童又は生徒の学校給食に要する費用	全学年	2月末日までに認定されている準要保護者
アレルギー診断書料	食物アレルギーを有する児童生徒の学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の作成に要する費用	全学年	2月末日までに認定されている準要保護者